

荒川右岸流域関連和光公共下水道事業

事業計画変更協議申出書

令和7年3月

埼玉県和光市

下 事 第 6 4 2 - 1 号

令 和 7 年 3 月 1 4 日

和光市長 柴崎 光子 様

埼玉県知事 大野 元裕

(公印省略)

荒川右岸流域関連和光公共下水道事業計画 (変更)

協議申出書について (通知)

令和7年1月27日付け和下第162号をもって協議の申出のあった標記については、下水道法第4条第2項の規定により、協議を了する旨通知します。

和下第162号
令和7年1月27日

埼玉県知事 大野 元裕 様

和光市下水道事業
和光市長 柴崎 光子



荒川右岸流域関連和光公共下水道事業計画（変更）協議申出書について

下水道法第4条第2項の規定により、関係書類並びに図書を添えて協議を申し出ます。



和光市公営企業告示第1号

和光公共下水道事業計画を変更するので、当該事業計画の変更案を下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）第3条の規定により告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は当該事業計画の変更案に関し、縦覧期間満了の日までに和光市長に対し意見書を提出することができる。

令和7年1月8日

和光市下水道事業

和光市長 柴崎 光子



1 事業計画の名称

和光公共下水道事業

2 変更内容

縦覧図書のとおり

3 縦覧場所

和光市役所2階 上下水道部下水道課（土・日曜日・祝日を除く）

4 縦覧期間

令和7年 1月 8日（水）から

令和7年 1月22日（水）まで

5 縦覧時間

午前8時30分から

午後5時15分まで

変更理由

和光市の公共下水道は、昭和 45 年 7 月に都市計画決定を行って以来、汚水については、荒川右岸流域関連公共下水道事業として、昭和 56 年から流域下水道に接続し処理されており、現在も市街地の下水道整備の完遂に鋭意努力中である。

今回の変更は、上位計画である荒川・中川流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、荒川右岸流域下水道全体計画が見直されたため、それら計画に整合するよう計画を見直し、併せて事業計画年次を令和 6 年度から令和 11 年度に 5 ヶ年延伸するものである。

変更内容としては、上位計画、事業計画年次の見直しに伴い、計画処理人口を 75,330 人から 83,290 人に、汚水量原単位（日最大、地下水含む）を 450 から 420ℓ /人・日に変更する。

また、今回、汚水計画の区画割の見直し（GIS 化）を行ったことから、新河岸川第 18-3 処理分区と新河岸川第 19 処理分区の境界線を変更する他、汚水幹線の受け持つ範囲が変わったことに伴い、汚水幹線の延長も変更する。雨水計画では、主要な管渠を補完する貯留施設に該当しない地下貯留槽を削除する。

目 次

I. 荒川右岸流域関連和光公共下水道事業計画書	I-1
(第1表-1) 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書	I-2
(第1表-2) 予定排水区域及び放流箇所調書	I-3
(第2表) 計画降雨調書	I-7
(第3表) 吐口調書	I-8
(第4表-1~2) 管渠調書	I-9
(第7表) 貯留施設調書	I-13
・施設の設置に関する方針(様式1)	I-14
・施設の機能の維持に関する方針(様式2)	I-15
・下水道事業に関する財政計画書(様式3)	I-16
II. 荒川右岸流域関連和光公共下水道事業計画説明書	

I. 荒川右岸流域関連和光公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者	和光市長 柴崎 光子
工事着手の予定年月日	昭和 46 年 3 月 12 日 令和 7 年 3 月 31 日
工事完成の予定年月日	令和 12 年 3 月 31 日

(第1表-1)

赤字は既計画

黒字は変更計画

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書（分流式汚水）					
予定処理区域の面積	839ヘクタール	予定処理区域内の地名		埼玉県和光市 区域は、下水道計画一般図表示のとおり	
処理分区の名称	面積 (単位ヘクタール)	流域下水道との接続箇所 の番号	流域下水道との接続箇所 の位置	接続する流域下水道の 幹線名	摘要
新河岸第18-2	5	新河岸川 第18	朝霞市 大字田島 字花ノ木	新河岸川 幹線	(日平均) 140 Q = 220 m ³ /日 193 BOD = 202 mg/リットル 150 S S = 153 mg/リットル
新河岸第18-3	3	新河岸川 第18	朝霞市 大字田島 字花ノ木	新河岸川 幹線	(日平均) 110 Q = 130 m ³ /日 182 BOD = 202 mg/リットル 145 S S = 153 mg/リットル
新河岸第19	831	新河岸川 第19	新倉六丁目	新河岸川 幹線	(日平均) 29,470 Q = 28,780 m ³ /日 182 BOD = 212 mg/リットル 161 S S = 168 mg/リットル

(第1表-2)(その1)

赤字は既計画

黒字は変更計画

予定排水区域及び放流箇所調書(分流式雨水)					
排水区域の面積	827ヘクタール	排水区域内の地名		埼玉県和光市 区域は、下水道計画一般図表示のとおり	
排水区の名称	面積 (単位ヘクタール)	放流箇所の番号	放流箇所の位置	放流先の名称	摘要
白子川第2排水区	99	白子川左岸 吐口No.2	白子四丁目内	一級河川白子川	区域外排水面積5ha 貯留施設設置 (V=6,000m ³)
白子川第3排水区	4	白子川左岸 吐口No.3	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第4排水区	3	白子川左岸 吐口No.4	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第5排水区	8	白子川左岸 吐口No.5	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第6排水区	5	白子川左岸 吐口No.6	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第7排水区	1	白子川右岸 吐口No.1	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第8排水区	1	白子川左岸 吐口No.7	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第9排水区	1	白子川右岸 吐口No.2	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第10排水区	3	白子川左岸 吐口No.8	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第11排水区	1	白子川右岸 吐口No.3	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第12排水区	8	白子川左岸 吐口No.9	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第13排水区	6	白子川左岸 吐口No.10	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第14排水区	2	直接流出 区域	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第15排水区	3	白子川左岸 吐口No.11	白子三丁目内	一級河川白子川	
白子川第16排水区	4	白子川左岸 吐口No.12	白子二丁目内	一級河川白子川	

(第1表-2)(その2)

赤字は既計画

黒字は変更計画

排水区の名 称	面 積 (単位:ヘクタール)	放流箇所 の 番 号	放流箇所 の 位 置	放流先 の名称	摘 要
白子川第 17 排水区	1	直接流出 区 域	白子二丁目内	一級河川白子川	
白子川第 18 排水区	6	白子川左岸 吐口No.13	白子二丁目内	一級河川白子川	
白子川第 19 排水区	7	白子川左岸 吐口No.14	白子二丁目内	一級河川白子川	
白子川第 20 排水区	2	白子川左岸 吐口No.15	白子一丁目内	一級河川白子川	
白子川第 21 排水区	17	白子川左岸 吐口No.16	白子二丁目内	一級河川白子川	一部区域 直接流出
白子川第 22 排水区	6	白子川左岸 吐口No.17	白子一丁目内	一級河川白子川	一部区域 直接流出
白子川第 23 排水区	17	白子川右岸 吐口No.4	白子一丁目内	一級河川白子川	一部区域 直接流出
白子川第 24 排水区	9	白子川左岸 吐口No.18	白子一丁目内	一級河川白子川	
白子川第 25 排水区	1	白子川右岸 吐口No.5	白子一丁目内	一級河川白子川	
白子川第 26 排水区	2	白子川右岸 吐口No.6	白子一丁目内	一級河川白子川	一部区域 直接流出
白子川第 27 排水区	11	白子川左岸 吐口No.19	白子一丁目内	一級河川白子川	一部区域 直接流出
白子川第 28 排水区	21	白子川左岸 吐口No.20	南一丁目内	一級河川白子川	
白子川第 29 排水区	1	白子川右岸 吐口No.7	白子一丁目内	一級河川白子川	
白子川第 30 排水区	9	白子川左岸 吐口No.21	南一丁目内	一級河川白子川	
白子川第 31 排水区	3	白子川右岸 吐口No.8	白子一丁目内	一級河川白子川	一部区域 直接流出
白子川第 32 排水区	1	白子川左岸 吐口No.22	南一丁目内	一級河川白子川	
白子川第 33 排水区	27	白子川左岸 吐口No.23	南一丁目内	一級河川白子川	

(第1表-2)(その3)

赤字は既計画

黒字は変更計画

排水区の名称	面積 (単位:ヘクタール)	放流箇所 の番号	放流箇所 の位置	放流先 の名称	摘要
越戸川第1排水区	28	越戸川右岸 吐口N o.1	新倉二丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第2排水区	1	越戸川右岸 吐口N o.2	新倉二丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第3排水区	2	直接流出 区 域	新倉二丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第4排水区	3	越戸川右岸吐 口N o.3及び N o.4	新倉二丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第5排水区	2	越戸川右岸 吐口N o.5	新倉二丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第6排水区	1	直接流出 区 域	新倉二丁目内	一級河川越戸川	0.83 h a は 朝霞市へ流出
越戸川第7排水区	1	越戸川右岸 吐口N o.6	新倉二丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第8排水区	2	直接流出 区 域	新倉一丁目内	一級河川越戸川	0.515 h a は 朝霞市へ流出
越戸川第9排水区	2	越戸川右岸吐 口N o.7及び N o.8	新倉一丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第10排水区	9	越戸川右岸 吐口N o.9	新倉一丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第11排水区	1	越戸川右岸 吐口N o.10	新倉一丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第12排水区	9	越戸川右岸 吐口N o.11	新倉一丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第13排水区	1	越戸川右岸 吐口N o.12	新倉一丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第14排水区	1	越戸川右岸 吐口N o.13	新倉一丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第15排水区	2	越戸川右岸 吐口N o.14	新倉一丁目内	一級河川越戸川	
越戸川第16排水区	35	越戸川右岸 吐口N o.15	本 町 内	一級河川越戸川	0.62 h a は 朝霞市へ流出
越戸川第17排水区	2	越戸川左岸 吐口N o.1	本 町 内	一級河川越戸川	
越戸川第18排水区	1	越戸川右岸 吐口N o.16	本 町 内	一級河川越戸川	

(第1表-2)(その4)

赤字は既計画

黒字は変更計画

排水区の名称	面積 (単位:ヘクタール)	放流箇所 の番号	放流箇所 の位置	放流先 の名称	摘 要
越戸川第19排水区	1	越戸川左岸 吐口No.2	本町内	一級河川越戸川	
越戸川第20排水区	1	越戸川右岸 吐口No.17	本町内	一級河川越戸川	
越戸川第21排水区	9	越戸川 吐口No.1	本町内	一級河川越戸川	陸上自衛隊 朝霞駐屯地含む
谷中川第1排水区	1	谷中川右岸 吐口No.1	新倉二丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第2排水区	5	谷中川左岸 吐口No.1	新倉二丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第3排水区	1	谷中川右岸 吐口No.2	新倉二丁目内	一級河川谷中川	一部区域 直接流出
谷中川第4排水区	56	谷中川左岸 吐口No.2	新倉二丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第5排水区	6	谷中川右岸 吐口No.3	新倉二丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第6排水区	1	谷中川左岸 吐口No.3	新倉一丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第7排水区	1	谷中川右岸 吐口No.4	新倉二丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第8排水区	1	谷中川左岸 吐口No.4	新倉一丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第9排水区	1	谷中川左岸 吐口No.5	新倉一丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第10排水区	1	谷中川右岸 吐口No.5	新倉一丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第11排水区	2	谷中川左岸 吐口No.6	新倉一丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第12排水区	1	谷中川右岸 吐口No.6	新倉二丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第13排水区	3	谷中川右岸 吐口No.7	新倉二丁目内	一級河川谷中川	
谷中川第14排水区	1	谷中川左岸 吐口No.7	新倉一丁目内	一級河川谷中川	一部区域 直接流出
谷中川第15排水区	270	谷中川 吐口No.1	新倉一丁目内	一級河川谷中川	

(第1表-2)(その5)

赤字は既計画

黒字は変更計画

排水区の名称	面積 (単位:ヘクタール)	放流箇所 の番号	放流箇所 の位置	放流先 の名称	摘要
新河岸川第2排水区	19	新河岸川 右岸吐口 No. 2	新倉七丁目内	一級河川新河岸川	
新河岸川第3排水区	54	新河岸川 右岸吐口 No. 3	新倉七丁目内	一級河川新河岸川	
東京外環自動車道 直接排水区域	4	外環道へ 直接流出	新倉二丁目内	一級河川谷中川	最終は谷中川 へ流出

(第2表) 計画降雨調書 省略 (雨水出水浸水想定区域の指定未実施)

(第3表)

赤字は既計画

黒字は変更計画

吐 口 調 書							
排水区 の名称	主要な吐口 の種 類	主要な吐口の 番号又は名称	主要な吐口 の位 置	計画 放流量 (m ³ /秒)	放流先 の名称	放流先 の水位 (m)	摘要
白子川 第2排水区	分流式 雨水渠 ポンプ 施設※1	白子川左岸吐口No.2	和光市 白子四丁目	10.750	白子川	H. W. L. AP+6.424 (TP+5.290)	点検の方法： 動作確認 頻度： 1年に1回以上
白子川 第28排水区	分流式 雨水渠	白子川左岸吐口No.20	和光市 白子一丁目	3.218	白子川		
白子川 第33排水区	分流式 雨水渠	白子川左岸吐口No.23	和光市 南一丁目	3.465	白子川		
越戸川 第1排水区	分流式 雨水渠	越戸川右岸吐口No.1	和光市 新倉二丁目	3.718	越戸川		
越戸川 第16排水区	分流式 雨水渠	越戸川右岸吐口No.15	和光市本町	4.911	越戸川		
谷中川 第4排水区	分流式 雨水渠	谷中川左岸吐口No.2	和光市 新倉一丁目	8.568	谷中川		
谷中川 第15排水区	分流式 雨水渠	谷中川吐口No.1	和光市 新倉一丁目	18.391	谷中川		
新河岸川 第2排水区	分流式 雨水渠	新河岸川右岸吐口No.2	和光市 新倉八丁目	5.435	新河岸 川		点検の方法： 動作確認 頻度： 1年に1回以上※2
新河岸川 第3排水区	分流式 雨水渠	新河岸川右岸吐口No.3	和光市 新倉大野前 内	4.574	新河岸 川		点検の方法： 動作確認 頻度： 1年に1回以上※2

※1 ゲートポンプ (φ700×36m³/分×2台) を設置している。

※2 新河岸川第3号雨水幹線は未整備であるため、現在は下水道課で樋管の点検等の維持管理は実施していない(道路安全課管理)。

赤字は既計画

黒字は変更計画

(第4表-1) (その1)

管 渠 調 査 (分流式汚水)				
処理区の名称	主要な管渠の内法寸法 (単位メートル)	延長 (単位メートル)	点検個所の数	摘 要
新河岸第19 処理分区	◎200	10		
	◎250	900 1,210		
	◎300	870 1,370		
	◎350	1,090 1,500	1	方法：マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度：年に4回以上 (図面番号 3/3 管理番号 No. 9 芝屋橋 MHP)
	◎400	1,220 1,470		
	◎450	1,500 2,130		
	◎500	1,500	1	方法：マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度：年に4回以上 (図面番号 3/3 管理番号 No. 3 牛房 MHP)
	◎600	3,750	2	方法：マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度：年に4回以上 (図面番号 2/3 管理番号 No. 15 水木橋 MHP、No. 2 城口橋 MHP)
	◎700	1,790 1,800	1	方法：マンホール上からの鏡による調査。マンホール内からの管内目視又は管口カメラを用いる調査。頻度：年に4回以上 (図面番号 2/3 管理番号 No. 1 白藤橋 MHP)
	◎800	3,040 3,070	2	方法：清掃とマンホール内からの管内目視調査。 頻度：年に1回以上 (図面番号 1/3 管理番号 No. 16 伏越し 上流部・下流吐出し部)
	◎900	2,280 2,260		
	◎1,000	340		
◎1,500	20			
合 計		18,310 20,430	7	

(第4表-2)(その1)

赤字は既認可
黒字は変更計画

管 渠 調 書 (分流式雨水)				
排水区の名 称	主要な管渠の寸法 (単位ミリメートル)	延長 (単位メートル)	点検個 所の数	摘 要
白子川第2排水区	◎1,650	530		
	□1,500×2,000	230		
	□1,900×1,900	50		
	□2,000×1,500	50		
	□2,000×2,000	680		
	□2,400×1,200	60		
	□3,700×1,500	530		
計		2,130		
白子川第28排水区	◎1,500	150		
	2□1,300×800	20		
計		170		
白子川第33排水区	◎1,650	140		
計		140		
越戸川第1排水区	◎1,800	130		
	□1,800×1,200	150		
	□2,000×1,200	400		
	□2,400×1,200	10		
計		690		
越戸川第16排水区	◎1,650	180		
計		180		

赤字は既認可

黒字は変更計画

(第4表-2)(その2)

排水区の名 称	主要な管渠の寸法 (単位:ミメ ートル)	延長 (単位:メ ートル)	点検個 所の数	摘 要
谷中川第4排水区	◎1,500	310		
	◎1,650	50		
	◎1,800	460		
	◎2,000	50		
	□1,800×1,500	150		
計		1,020		
谷中川第15排水区	◎700	60		
	◎1,100	40		
	◎1,500	210		
	◎1,650	250		
	◎1,800	50		
	◎2,000	310		
	□2,000×2,000	720		
	□ 2,000×2,100	70		
	□2,000×2,200	380		
	□2,000×2,250	110		
	□2,800×2,500	200		
	▽ 3,700 ×2,500×2,000	620		
	▽ 3,850(2,650) ×2,000+1,200×300	340		
▽ 3,850(2,650) ×2,100+1,200×950	110			

赤字は既認可

黒字は変更計画

(第4表-2)(その3)

排水区の名称	主要な管渠の寸法 (単位ミリメートル)	延長 (単位メートル)	点検個 所の数	摘 要
谷中川第15排水区	□5,800×3,500	50		
	□1,250×2,000	270		
計		3,790		
新河岸川第2排水区	□1,600×1,600	120		
	□1,900×1,900	130		
	□2,100×2,100	160		
計		410		
新河岸川第3排水区	◎1,350	100		
	◎1,200	110		
	◎2,200	420		
	□1,400×1,400	300		
	□2,200×2,200	10		
計		940		
雨 水 計		9,470		

赤字は既計画

黒字は変更計画

(第7表)

貯留施設調書				
排水区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位 立方メートル)	摘要
白子川第3排水区 —	白子川第3排水区 地下貯留槽 —	白子三丁目 —	1,200 —	浸水対策 —
白子川第2排水区	白子川第2排水区 野川調整池	白子四丁目	6,000	浸水対策

施設の設置に関する方針(様式1) 和光市公共下水道

主要な 施策	整備水準			事業の重点化・ 効率化の方針	中期目標を達成する ための主要な事業		
	指標等	現在 (令和5年度末)	中期目標 (令和11年度末)			長期目標	
汚水処理	人口普及率		97.3%	99.9%	100%	<ul style="list-style-type: none"> 道路未整備地区の下水道整備は、道路整備に合わせて下水道整備を行う。 前回の事業計画の拡大区域の下水道整備は、区画整理事業と合わせて下水道整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の下水道整備を優先的に進める。
浸水対策	都市浸水 対策達成 率	整備 目標 50mm/h	46.8%	47.0%	100%	<ul style="list-style-type: none"> 浸水実績のある区域の整備を優先的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 越戸川第1排水区、新河岸川第2排水区の雨水幹線を中心に雨水整備を進める。
耐震化	災害時における機能確保率	主要な 管渠	5.3%	15.6%	100%	<ul style="list-style-type: none"> 短期計画と中長期計画に分け、さらに短期計画は3段階で進めていく。 短期計画では「特に必要な幹線等」を対象とし、重要度に応じて順次耐震化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「下水道総合地震対策計画」に基づき、「特に重要な幹線等」のうち、処理場に直結する液状化危険度の高い下流部(短期1)、次いで重要な短期2の路線の耐震化を図る。 <p>MH 浮上防止、管渠の更生・可とう性継手</p>

注) ・現在の人口普及率は、令和5年度末の行政人口(84,378人)に対する処理人口(82,092人)の割合を示している。中期はR11年度の予測行政人口(83,400人)に対するR11年度の事業計画人口(83,290人)の割合で設定。

・都市浸水対策達成率は、雨水の全体計画面積937haに対する雨水整備面積の割合を示している。

現在：雨水整備面積438.47ha／全体計画面積937ha≒0.468

中期：雨水整備面積(438.47+2.38)ha／全体計画面積937ha≒0.470

R6年度：0ha、R7年度：0ha、R8年度：放流管路(1号調整池)0ha

R9～10年度：越戸川第1号雨水幹線0.40ha

R11年度：新河岸川第2号雨水幹線1.98ha 計2.38ha整備予定

・災害時における機能確保率は、耐震化の全対象路線44.55km(重要な幹線等)に対して、耐震診断により耐震性が確認または耐震化工事により耐震性が確保された路線延長の割合で示している。

現在については、下水道総合地震対策(H29～R4年度)の対象としている「短期1」の対象路線(3,452.71m)の耐震診断の結果、約2,343.07mが耐震性能を有していることが分かっている。これより、現在の機能確保率は次のように求めた。

(短期1のうち耐震性能を有する路線：2,343.07m)／(全対象路線：44,550.09m)＝0.053

中期目標としては「短期1」及び「短期2」(明確な目標時期は示されていない)のうちの短期2-②、2-③の管路施設の耐震化を目標とし、機能確保率を次のように求めた。

{ (短期1：3,452.71m) + (短期2-②：1,254.26m) + (短期2-③：2,262.39m) }

／(全対象路線：44,550.09m)＝0.156

施設の機能の維持に関する方針(様式2) 和光市公共下水道

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 計画的な点検・調査の頻度

主要な施設	点検・調査の頻度
管路施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の重要度に応じて、年に4回点検を実施 点検の結果、異常の可能性のある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管路施設	・緊急度 I を基準に修繕・改築対象とする。

iii) 改築事業の概要(令和6年度～令和11年度)

主要な施設	改築事業の概要
管路施設	延長：0 km

ストックマネジメント計画を策定していない場合においても、点検・調査等で改築の必要性が確認できた箇所においては施行を実施する。

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年あたりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね 1.5 億円	概ね 30 年後	緊急度 I を基準に実施する

下水道事業に関する財政計画書

赤字は既計画

黒字は変更計画

(様式3) 下水道事業に関する財政計画書 (単位：千円)

年次	イ 経費の部					計	うち用地費	起債元利償還費	維持管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	建設負担金	建設改良費	建設改良費						
昭和45年度	20,075,962	246,000	1,051,663			21,373,625	0	18,981,195	15,207,498	0	55,562,318
～											
令和5年度	20,031,005	246,000	1,039,755			21,316,760	0	18,977,390	15,107,825	0	55,401,975
令和6年度	256,462	0	49,838			306,300	0	283,238	396,432	0	985,970
	76,622	0	32,007			108,629	0	303,843	629,543	0	1,042,015
令和7年度	259,900	0	20,000			279,900	0	270,266	629,543	0	1,179,709
令和8年度	259,900	0	20,000			279,900	0	237,263	629,543	0	1,146,706
令和9年度	259,900	0	20,000			279,900	0	204,106	629,543	0	1,113,549
令和10年度	286,300	0	20,000			306,300	0	171,979	629,543	0	1,107,822
令和11年度	286,300	0	20,000			306,300	0	150,239	629,543	0	1,086,082
小計	256,462	0	49,838			306,300	0	283,238	396,432	0	985,970
	1,428,922	0	132,007			1,560,929	0	1,337,696	3,777,258	0	6,675,883
計	20,332,424	246,000	1,101,501			21,679,925	0	19,264,433	15,603,930	0	56,548,288
	21,459,927	246,000	1,171,762			22,877,689	0	20,315,086	18,885,083	0	62,077,858

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

赤字は既計画

黒字は変更計画

(単位：千円)

年次	財源の部				建設改良費				維持管理費及び起債元利償還費				合計
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	計	下水道使用料※	他会計繰入金	その他	計			
昭和45年度	3,513,960	15,451,555	2,310,694	0	97,416	21,373,625	19,651,238	14,537,455	0	34,188,693	55,562,318		
令和5年度	3,513,960	15,397,555	2,305,101	0	100,144	21,316,760	19,566,384	14,518,831	0	34,085,215	55,401,975		
令和6年度	113,000	168,465	14,036	0	10,799	306,300	629,204	50,466	0	679,670	985,970		
令和7年度	10,000	69,500	4,183	0	24,946	108,629	692,124	241,262	0	933,386	1,042,015		
令和8年度	113,000	153,945	2,156	0	10,799	279,900	633,467	266,342	0	899,809	1,179,709		
令和9年度	113,000	153,945	2,156	0	10,799	279,900	638,009	228,797	0	866,806	1,146,706		
令和10年度	113,000	153,945	2,156	0	10,799	279,900	642,761	190,888	0	833,649	1,113,549		
令和11年度	113,000	168,465	14,036	0	10,799	306,300	647,723	153,799	0	801,522	1,107,822		
小計	113,000	168,465	14,036	0	10,799	306,300	651,706	128,076	0	779,782	1,086,082		
計	575,000	868,265	38,723	0	78,941	1,560,929	3,905,790	1,209,164	0	5,114,954	6,675,883		
	3,626,960	15,620,020	2,324,730	0	108,215	21,679,925	20,280,442	14,587,921	0	34,868,363	56,548,288		
	4,088,960	16,265,820	2,343,824	0	179,085	22,877,689	23,472,174	15,727,995	0	39,200,169	62,077,858		
		接続率：99.2%(令和5年度：初年度) ⇒ 100%(令和11年度：最終年度)											
		講じる施策：印刷物及び市HPによる広報、個別訪問などによる接続依頼											
		有収率：98.8%(令和5年度：初年度) ⇒ 100%(令和11年度：最終年度)											
		講じる施策：有収率が低下しないよう不明水対策を実施											
		その他講じる施策：未徴収(滞納)対策											

記載要領

1. 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。
2. 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取崩し等を記載する。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、人口・世帯数の見通し(国立社会保障・人口問題研究所の推計も参照)、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定すること。
4. 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(国土交通省、日本下水道協会)」も必要に応じ参照すること。
5. 「下水道使用料※関連事項」の「その他」の講じる対策の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組みについて記載する。